

## 平成31年1月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時  
平成31年1月22日（火） 午前9時30分から午前10時13分
- 2 開催場所  
市役所 3階 第3委員会室
- 3 教育長及び委員  
教育長 鍛代 英雄  
委員（教育長職務代理者） 菅原 順子  
委員 渡辺 正美  
委員 永井 武義  
委員 重田 恵美子
- 4 説明のために出席した職員  
教育部長 谷亀 博久  
学校教育担当部長 宮林 英樹  
教育総務課長 古清水 千多歌  
学校教育課長 守屋 康弘  
教育指導課長 石渡 誠一  
社会教育課長 小谷 裕二  
図書館・子ども科学館長 麻生 ひろ美  
歴史文化担当課長 立花 実  
教育センター所長 本多 由佳里
- 5 会議書記  
教育総務課総務係長 大澤 貴之
- 6 傍聴人  
2人
- 7 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認  
日程第2 教育長報告  
日程第3 議案第1号 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則について  
日程第4 議案第2号 伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について

- 日程第 5 議案第 3 号 平成 3 1 年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用  
する体育（実技）の教材の承認について
- 【非公開】
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 3 0 年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者  
の決定について
- 【非公開】
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 3 0 年度末校長及び教頭の退職に係る内申  
について
- 【非公開】
- 日程第 8 議案第 6 号 平成 3 1 年度校長及び教頭の人事異動に係る内  
申について

----- ○ -----

午前 9 時 3 0 分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催  
いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたし  
ます議案のうち、議案第 4 号は審議内容に個人情報を含みます。また、議案第 4  
号から議案第 6 号は人事に関する議案でございます。このため、日程第 6、議案  
第 4 号から、日程第 8、議案第 6 号につきましては、伊勢原市教育委員会会議規  
則第 1 4 条第 1 項の規定に基づき非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手  
をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、日程第 6、議案第 4 号から、日程  
第 8、議案第 6 号につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴人の方は  
恐れ入りますが、日程第 5 が終了いたしましたらご退室をお願いいたします。

----- ○ -----

日程第 1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 日程第 1、前回議事録の承認について、お願いいたし  
ます。

○教育長及び全委員 承認

----- ○ -----

## 日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第2、教育長報告をいたします。本日は1件でございます。教育部長、お願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、資料1をごらんください。「地方自治法第180条の2に基づく協議について」、ご報告させていただきます。

本報告につきましては、地方自治法第180条の2に基づく補助執行に伴う協議について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項第3号の規定に基づき、教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

補助執行とは、市長の事務を教育委員会の職員が補助して執行することをいい、対外的には市長の名で事務を執行することとなります。

具体的には、大田公民館と大田ふれあいセンターの統合に伴い、消防署南分署のコミュニティ防災センター講習室について、社会教育活動でも使用できることとなりました。消防署南分署は、市長が管理運営する施設ですので、施設に係る全ての事務は市長が執行することとなります。

この事務のうち、社会教育に係る団体がコミュニティ防災センター講習室を使用する場合の団体登録事務につきまして、使用者の利便性の向上及び事務の効率化等の観点から、教育委員会が執行することについて、資料1裏面のとおり、市長から協議がございました。

この協議につきまして、利便性の向上及び事務の効率化等の観点から、表面のとおり、異存ない旨の回答を教育長が専決いたしましたので、報告するものでございます。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 報告は以上でございます。ご質問やご意見などがありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次に移らせていただきます。

----- ○ -----

## 日程第3 議案第1号 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則について

○教育長【鍛代英雄】 日程第3、議案第1号「伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則について」、提案説明をお願いいたします。

○教育部長【谷亀博久】 議案書の1ページ、議案第1号、「伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について」、ご説明させていただきます。

本議案につきましては、伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の施行に伴い、同条例施行規則を制定する必要があるため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでござい

ます。

それでは、条文の説明をさせていただきますので、2ページをお開きください。

学校施設の開放は、学校教育に支障のない範囲で、社会教育その他公共のために開放するものでございます。今までも実施しておりましたが、ことし7月の有料化の開始に伴い、必要な事項を定めるものでございます。

まず第2条、使用できる活動を定めています。第1号として、団体登録の承認を受けた団体が、屋内運動場または屋外運動場を使用して行うスポーツに関する活動。第2号として、団体登録の承認を受けた団体が、石田小学校の家庭科室、音楽室またはランチルームを使用して行う社会教育に関する活動。第3号として、教育委員会が特に認める活動を定めております。

第3条では、学校長が学校教育上支障がないと認める範囲で、開放日と開放時間を定めております。

9ページ、10ページの別表1をごらんください。開放施設ごとに、学校の休業日、学校教育活動が午前中で終了する日、上記以外の日について、開放時間を表のとおり定めております。

2ページにお戻りください。第4条は、団体登録の申請について。3ページの第5条では、団体登録の承認について定めています。第6条では、登録団体が各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができることを定めております。

第7条では、使用する場合の申請方法について定めています。照明設備を除く開放施設の場合は、使用しようとする日の属する月の1月前の1日から10日までに申請書を提出していただきます。その使用が決定した後、なお空きがあるときは、使用しようとする日の属する月の1月前の20日から使用日前日まで申請することができます。第3項では、照明設備の使用申請について、公共施設利用予約システムにより使用申請をしていただくことを定めております。

12ページの別表2をごらんください。照明設備の使用申請について定めております。抽選申し込みをする場合は、使用しようとする日の属する月の2月前の20日から27日まで。随時申し込みの場合は使用しようとする日の属する月の1月前の20日から使用日前日までとなります。件数については記載のとおりでございます。

4ページにお戻りください。第8条は使用の許可について、第9条、5ページの第10条は、それぞれ使用許可の変更、使用料の変更が必要になった場合の変更申請書の提出等の手続について規定しています。

第11条は、使用料の納付時期について、第1項で照明設備を除く施設は指定された期限までに納付すること、第2項で照明設備は使用する日までに納付することを定めています。

第12条では使用料の減免について、さきに定めました公共施設使用料減免ガイドラインに基づき、定めているものでございます。

13ページの別表3をごらんください。減免は、全額減免と5割減免の2種類としています。また、減免基準により適用する施設を定めております。

最初に全額減免でございます。表の一番上から、「市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用するとき。」、及び「市立の小学校、中学校又は保育所が、教育又は保育活動のために使用するとき。」は、全ての開放施設において減免となります。

続いて、「主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が使用するとき。」は、屋内運動場、屋外運動場に限り減免となります。

次に、「市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体またはスポーツ若しくは健康づくり推進団体が、公益性のある事業等のために使用するとき。」は、自治会などガイドラインに記載している団体例を基本に減免といたします。適用する施設は、屋内運動場、屋外運動場と石田小学校の特別教室等となります。

最後は、「国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用するとき。」で、屋内運動場、屋外運動場を対象としてございます。

14ページをごらんください。5割減免の基準でございます。まず、「市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用するとき。」で、これは全ての開放施設が減免となります。

次に、「伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用するとき。」は、特別教室等のみの適用となります。

続きまして、「主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用するとき。」で、適用する施設は屋内運動場、屋外運動場と特別教室となります。

最後に、「その他教育委員会が必要と認めるとき。」と定めてございます。

5ページにお戻りください。一番下、第13条では、使用料の還付手続について。6ページの第14条では、使用の許可の取り消し等について規定してございます。

第15条では、使用する際の遵守事項を定め、第16条では各使用団体から届け出を受けた管理指導員の責務を定め、学校施設を適正に使用していただきます。

7ページです。第17条は学校との連携、第18条では委任規定を定めております。

附則になります。この規則は、平成31年7月1日から施行いたしますが、準備行為に関しては施行の前に行うことができるものといたします。

附則の3でございますが、この規則の制定に伴いまして、伊勢原市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則及び伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例施行規則は廃止いたします。

なお、15ページから30ページまでは、今ご説明いたしましたさまざまな手続等に必要の、第1号様式から第13号様式を規定しております。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○委員【菅原順子】 2ページの一番下にあります第4条第2項についてです。団体登録の申請をしようとする者は、管理指導員2人を届け出るものとする。

その管理指導員の責務について6ページの第16条で規定されていますが、これは従来の利用責任者ということだと思いののですが、この施設を利用する人たちというのは社会教育に関する活動をするということで、大体、余暇の充実のためとか、自分たちの楽しみのためであると思いののですが、管理指導員という言葉が大変そぐわないと思いのんです。例えば運動施設とか、特別教室に常駐しているとか、その仕事をする人たちを管理指導員と呼ぶのはわかるのですが、民間の各団体の中にこういう名前の人を置くというのが、何かオフィシャルな感じがして、どうして従来の利用責任者ではいけないのかなと思いののですが。

○教育長【鍛代英雄】 教育部長。

○教育部長【谷亀博久】 今までは、学校体育施設と特別教室と、違った規則でやっていたのですが、今回それを統合したことによって、学校体育施設の規則がもともと管理指導員という言い方をしていましたので、名称を合わさせていただきました。

ちょっとかた苦しい表現かもしれませんが、学校施設を使用するに当たっては、ここに書いてあるような、責任をきちんと持っていただきたいということも含めて、こういう名称にしたものでございます。

○委員【菅原順子】 ちょっと違和感はありますけれども。学校の運動場を使用する各団体に、従来も管理指導員という方がいらっしたのですか。

○教育部長【谷亀博久】 従来もおりました。

○委員【菅原順子】 それを特別教室のほうにも受け継ぐと。

○教育部長【谷亀博久】 そうです。

○委員【菅原順子】 何となく誤解を招くような。教室なり運動場の管理について、各団体にそういう人たちに任せるといのは。

○教育部長【谷亀博久】 特に、教員がいない時間帯も使用しますので、戸締まりとかそういった管理をしっかりしていただきたいということです。もちろん団体全体で責任を持ってもらうのでしようけれど、特に2人の管理代表者を定めていただいて、その方がきちんと最後まで戸締まり等をやっていただきたいということでございます。

○委員【菅原順子】 今までも利用責任者がやっていたのですけれど。まあ、わかりました。

○教育長【鍛代英雄】 よろしいでしょうか。名称については、いろいろとお考えもあるかもしれませんが、これまでの運用もありますので。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員【渡辺正美】 7ページの表の中で、使用する期日、学校の休業日とか、課業が午前とか午後とかあるのですが、学校との連携、第17条とかかわると思いののですが、実際、学校は体育館等を行事のために、卒業式の準備とか、幾つか学校でそれぞれが行っている学校行事にかかわって、お休みの日も開放できない日が出てくるのではないかと思いののですが、そのようなことがこれまでどおり協議される、そしてそれは学校が困らないような状態が保てるのかどうかということ、確認しておきたいのですが。

○教育長【鍛代英雄】 教育総務課長。

○教育総務課長【古清水千多歌】 基本的には、今までの利用状況と変わらない中で、使用料が発生するという考え方ですので、学校の予定で、月とか年の単位で予定しなければいけない行事については、学校の予定として先に押さえていただくという形になります。

○委員【渡辺正美】 わかりました。もう1件ございまして、市民に学校を使用させるということなのですが、もちろん市のほうでさまざまな立場の方や、規則をつくって人を配置されていると思うのですが、学校の教員はどの程度、この活動に関してかかわるのでしょうか。その辺のところをお聞きしたいのですが。

○教育長【鍛代英雄】 教育総務課長。

○教育総務課長【古清水千多歌】 まず、今までどおり使用者からの申請書の受け取りをしていただき、屋内運動場、屋外運動場については、所管のスポーツ課に送付していただく形になります。また、特別教室等については社会教育課に送付していただく形になります。そして、申請書の内容を確認して、使用許可が決定した段階で、今度は所管課から学校に使用許可決定通知書を送付させていただきます。それを各団体にお渡しする箱等が各学校にあると思いますので、そこに入れていただくということになります。

あとは、団体からの使用申請が行われる前に、学校側の予定、開放不可の日等のスケジュールを作成していただくことが必要になります。

○教育部長【谷亀博久】 基本的には、新たな負担が生まれないようにというところで、市では取り組んでいます。効率よくできることは、今、検討しているところでございます。

○委員【渡辺正美】 わかりました。

○教育長【鍛代英雄】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号「伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則について」、賛成の方は挙手をお願いします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第4 議案第2号 伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第4、議案第2号「伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 議案書の31ページ、議案第2号「伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について」、提案説明をさせていただきます。

本議案につきましては、伊勢原市立公民館条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

改正内容について、33ページの新旧対照表をごらんください。

まず、別表の大田公民館の位置を改正します。これは、大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合により、現在の大田ふれあいセンターを新たな大田公民館とすることから、位置の変更を行うものでございます。

32ページをごらんください。今回の公民館条例の改正とは直接の関係はございませんが、様式の記載欄の整理でございます。

第1号様式、伊勢原市公共施設利用予約システム利用者登録申請書がありますが、主に使う利用者メディア欄につきまして、スマートフォンに携帯電話も含まれるという考え方から、携帯電話を削除します。また、登録には代表者と連絡者が必要となりますが、代表者には生年月日を記入していただいているため、連絡者についても生年月日の記入欄を追加するものでございます。なお、附則において、この規則は平成31年4月1日から施行することとしています。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入らせていただきます。議案第2号「伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第3号 平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校  
で使用する体育（実技）の教材の承認につ  
いて

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第5、議案第3号「平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材の承認について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 議案書の35ページをごらんください。議案第3号につきましては、伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則



第10条に基づく、平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校において使用する体育の教材の使用の承認について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

平成31年度に市内小中学校で使用する教科用図書については、既に昨年7月の教育委員会定例会において採択されましたが、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書、いわゆる準教科書を学校において使用するに当たっては、学校長はその選定に当たり、教育委員会の承認を求めなければならないと規定されております。

よって、平成31年度に市内小学校及び中学校において使用する準教科書に当たる体育の教材について、承認を求めるものでございます。

36ページをごらんください。全小学校長から、株式会社光文書院の「新版 体育の学習」、全中学校長から、株式会社学研教育みらいの「中学校体育実技」の使用の承認が求められました。

なお、今回の選定に当たり、市内の全小学校で組織しております小学校教育研究会、全中学校で組織しております中学校教育研究会において、それぞれ検討がなされ、その結果、今回選定した教材の推薦がございました。各学校長は、その推薦を踏まえまして、選定をしております。

選定の主な理由といたしましては、小学校では、手本となる運動の様子が写真とともに説明が付されているため、児童が運動のイメージを持ちやすく、わかりやすいことなどが挙げられております。中学校では、図柄が見やすく、またルールの説明や解説などがわかりやすいことなどが挙げられております。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは採決に入らせていただきます。議案第3号「平成31年度伊勢原市立小学校及び中学校で使用する体育（実技）の教材の承認について」、賛成の方は挙手をお願いします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

【非公開】

日程第6 議案第4号 平成30年度伊勢原市教育委員会表彰被表彰者の決定について

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第6に入りますが、冒頭決定いたしましたとおり、日程第6から日程第8は非公開となります。

(傍聴人及び職員退室)

原案のとおり可決決定

----- ○ -----

【非公開】

日程第7 議案第5号 平成30年度末校長及び教頭の退職に係る  
内申について

原案のとおり可決決定

----- ○ -----

【非公開】

日程第8 議案第6号 平成31年度校長及び教頭の人事異動に係  
る内申について

原案のとおり可決決定

(職員入室)

----- ○ -----

その他事項

○教育長【鍛代英雄】 それでは、その他ということでございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、事務局から何かありますか。

特にないようですので、最後に来月の定例会の日程についてお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 教育委員会2月定例会は、2月26日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階の第2委員会室での開催予定です。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前10時13分 閉会

----- ○ -----

<配付資料>

資料1：地方自治法第180条の2に基づく協議について

議案